

石綿障害予防規則等の一部改正 公布:令和2年7月1日 施行:令和5年10月1日～

【建築物石綿含有建材調査者講習(一般)】開催のご案内

建築物等の解体または改修の作業を行うときには、対象建築物等の石綿等使用の有無についての調査が必要とされ、令和2年7月の石綿障害予防規則等の改正により、事前調査を実施するために必要な知識を有する者として、建築物石綿含有建材調査者が行うことが義務付けられました(石綿則第3条、関係告示)。

施行は令和5年10月1日とされています。

当支部では「建築物石綿含有建材調査者講習(一般)」を開催しております。

<主な受講資格(抜粋)> (詳しくは、**受講申込書【受講資格】欄**をご参照ください。)

- ・ 石綿作業主任者技能講習修了者(一部科目免除有)
- ・ 建築に関して11年以上の経験を有する者
- ・ 大学、高等学校等において、建築に関する課程を修めて卒業した後、建築に関して、一定の実務経験を有する者(経験年数11年以上を有する方は、上記をご選択ください。卒業証明書等の添付が不要となります。)

<講習内容> 2日間 計12.5時間

講習日	科目等	時間
1日目	科目 1.建築物石綿含有建材調査に関する基礎知識1	1時間
	科目 2.建築物石綿含有建材調査に関する基礎知識2	1時間
	科目 3.石綿含有建材の建築図面調査	4時間
2日目	科目 4.現場調査の実際と留意点	4時間
	科目 5.建築物石綿含有建材調査報告書の作成	1時間
	修了考査(筆記試験)	1.5時間

<受講料(10%税込)・テキスト代(10%税込)>

受講料; 全科目受講 **40,700円**、一部科目免除 **37,400円**

テキスト代; **4,630円**

<開催日及び会場> 今後募集予定の講習(令和4年7月末現在)

令和4年

・**10月20日(木)～21日(金)**【**8月22日(月)**受付開始】

・**11月 9日(水)～10日(木)**【**9月 9日(金)**受付開始】

・**12月13日(火)～14日(水)**【**10月13日(木)**受付開始】

令和5年

・**2月27日(月)～28日(火)**【**12月27日(火)**受付開始】

・**3月 6日(月)～ 7日(火)**【**1月 6日(金)**受付開始】

会場; <広島YMCA国際文化センター【広島市中区八丁堀 7-11】>

<申込方法>

- ・ ①建築物石綿含有建材調査者講習(一般調査者)受講申込書、②本人確認書類、③受講資格証明書類等、④返信用封筒(定形長3号)に404円切手を貼付、を添えて、ご持参または郵便・宅配便(期日指定)でお申込みください。
- ・ **講習申込受付開始は、開催日の2ヵ月前の当日**とします。(受付開始日以前の到着分は無効です。)定員を超えた場合は公正な選考のうえ、**ご受講が決定しましたら、請求書を送付**いたします。
- ・ 請求書受領後の受講料・テキスト代の**納付を確認**して、**受講票とテキストを所属会社住所の受講者本人宛に送付**いたします。
- ・ **本講習の修了考査試験は難易度が高いため、送付されたテキストによる事前学習が必要です。**

<提出先・お問い合わせはこちら>

〒730-0012 広島県広島市中区上八丁堀 8-10-2F

建設業労働災害防止協会広島県支部

TEL : 082-228-8250